

《優良田園住宅建設において配慮した事項》
（アーバンビレッジ第1号地区）

項目	配慮すべき事項	配慮した事項
1. 魅力ある田園居住空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> 安全で潤いのある街並み形成 田園環境と調和した住宅建設の推進 	<p>（全体計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地購入予定者を中心とした地区計画及びまちづくり協定による街並み形成とルールづくり。 地区内の通過交通を排除するため、交差点はT字型にした。 道路に曲線を取り入れ、景観の変化と車両の減速を誘導。 電柱の民地内設置。 <p>（個別計画）</p>
2. 良好なコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> 新規住民の良好なコミュニティの形成 既存集落住民との交流、連携をつうじ、農村文化、農村システム等との融合 	<p>（全体計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> コーポラティブ方式による入居予定者の組織化及びまちづくりの参画 まちづくり協定による管理区組合の結成及びまちづくりの実践。 隣接町内会との朝市開催等による連携。 農村公園の周辺集落との共同利用、共同管理。 <p>（個別計画）</p>
3. 自然との共生、農業との調和、地域自然への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全、居住空間との共生 緑化木花の推進 周辺農地への悪影響の防止 地域資材の循環・有効活用 	<p>（全体計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の樹林等の保全。 市の樹木である桜を河川沿いに植栽。 旧河川敷を利用した親水空間の創出。 集落排水事業による適正な排水処理。 歩道舗装は浸透性素材を採用し、雨水を還元。 <p>（個別計画）</p>
4. 高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にとって安全なまちづくり 高齢者が安心して暮らせる住宅の促進 	<p>（全体計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道及び歩行者専用道路等、歩行者動線を確保した。 歩道についてはフラット構造とし、道路との段差をなくした。 公園には東屋、ベンチを設けた。 コミュニティ施設のトイレについて広いスペースをとった。 <p>（個別計画）</p>

（注） 表右に示す「配慮した事項」には表中央の「配慮すべき事項」と対応する項目を記載すること。